

著作権規則

日本地球惑星科学連合 著作権規則

2021. 10. 08 版

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合(以下「本法人」という)、が発行する著作物に関する著作権の取り扱いに関して取り決めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規則において使用する用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 著作権 著作権法が定めるところの著作権と同一の意味を有し、著作権法第 21 条から第 28 条に規定されるすべての権利を含む。
- (2) 著作物 著作権法が定めるところの 著作物と同一の意味を有する。
- (3) 著作者 著作権法が定める著作物を創作する者をいう。

(著作権の帰属と譲渡)

第3条

1. 本法人を介して情報発信される次の各号の著作物の著作権は本法人に帰属する。

- (1) 日本地球惑星連合大会時の予稿
- (2) 日本地球惑星科学連合ニュースレター Japan Geoscience Letters
- (3) 本法人データベース上の著作物
- (4) 記念事業などの出版物
- (5) 日本地球惑星科学連合および日本地球惑星科学連合大会ホームページ(ウェブサイト)等への掲載事項および公衆送信で提供するもの

2. 著作者が、本法人の出版物に著作物を掲載する際は、複製権及び公衆送信権(インターネット配信等)を、本法人に譲渡するものとし、頒布の許諾を与えるものとする。複製権及び公衆送信権以外の財産権及び著作人格権は、原則として著作者が留保するものとする。日本地球惑星科学連合大会時の学術発表資料などの著作権は著作者に属する。

3. 写真やイラストなどの著作物については、著作者が本法人に出版等の利用許諾を与えた場合には、著作権を著作者に留保する旨を申し入れることが出来る。ただしその著作物の下に著作者名を明記しなければならない。

4. 本法人の出版物の中で、著作者が明記されていない文章、イラスト、写真等の著作物は、本法人の法人著作物とし、本法人にすべての著作権が帰属する。

5. 本法人への著作権譲渡は、掲載されることが決定された後、別途定める著作権譲渡書に署名し、本法人へ著作物とともに提出した時に成立するものとする。
6. 本規則に該当しない著作権の取扱いについては、本法人と著作者の間で別途協議する。
7. 本法人に提出された著作物が本法人の出版物等に掲載されないことが決定された場合、当該著作物を著作者に返還する。

(著作物の利用)

第4条

1. 当該著作物の全部、または一部を複製、転載する場合は、本法人の許諾を得て、別途定める使用料を支払わなければならない。ただし、以下の場合は許諾または使用料を必要としない。
 - (1) 許諾及び使用料を必要としないもの
 - ア. 著作権法第30条以降で著作権が制限される場合
 - イ. 著作者自身による研究、教育の営利を目的としない利用
 - (2) 許諾が必要であるもので使用料を必要としないもの
 - ア. 著作者以外の者による、本法人の目的に沿った、研究、教育で営利を目的としない利用
2. 当該著作物の全部、または一部を公衆送信(インターネットで公開すること。以下同じ)する場合は、本法人の許諾を得て、使用料を支払わなければならない。ただし、以下の条件に合う者は、許諾または使用料を必要としない。
 - (1) 著作者個人のウェブサイトで営利を目的としない公衆送信
 - (2) 著作物に関わる研究プロジェクトのウェブサイトで営利を目的としない公衆送信
 - (3) 著作者の所属する組織での業績データベースとしての利用や図書館での利用
3. 本法人の出版物である、雑誌「日本地球惑星科学連合ニュースレター Japan Geoscience Letters」の複製の手続きは学術著作権協会に委託する。その他、本法人の著作物の複製、公衆送信等の利用及び使用料に関しては、本法人と協議するものとする。
4. 本法人の著作物を利用する際には、出典を明示しなければならない。

(著作者の責任及び著作権侵害)

第5条

1. 本法人が著作権を有する著作物の内容に関して、著作者が創作に関与した部分については著作者自身が責任を負うものとし、第三者よりの著作権侵害、名誉毀損、またはその他の紛争を生じた場合は、著作者自身が一切の責任を負い処置するものとする。
2. 本法人が著作権を有する著作物に関して、第三者による著作権侵害(あるいは侵害の疑い)があった場合、本法人と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

(例外的取り扱い)

第6条

本法人と他の学協会等が協催する事業活動の際に、投稿される論文等の著作権について別段の取決めがある場合には、当該取決めを本規則に優先して適用することができる。

(既発行の著作物の取り扱い)

第7条

本規則の施行前に本法人が著作権を有する著作物については、著作者から別段の申し出があり、本法人が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規則に従い取り扱うものとする。

附則

1. 本法人の学術雑誌に関する著作権は別途定める。
2. 本規則の改正は、理事会の承認を受けるものとする。
3. 本規則の実施に関して必要な細則は、別途定める。
4. 本規則は 2008 年 12 月 25 日から施行する。
5. 本規則の改正は 2021 年 10 月 8 日から施行する。